

# 「（仮称）個人情報の保護に関する法律施行条例（骨子案）」に対する意見提出手続

## （パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

令和4年9月26日

宮城県では、「（仮称）個人情報の保護に関する法律施行条例（骨子案）」について、令和4年8月8日から令和4年9月7日の間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、5人から合計14件の貴重な御意見・御提言を頂きました。

頂きました御意見等につきましては、この条例案策定の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

頂きました御意見等に対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

No	御意見・御提言の内容	宮城県の考え方
1	<p>現在の宮城県個人情報保護条例は、住民の個人情報保護の立場に沿った条項が多数規定されている。</p> <p>このような条項は今後も維持発展させることが重要であり、法律による個人情報保護切下げがなされるようなことがあってはならない。</p> <p>宮城県に対しては、地方自治の立場を堅持して、国の「指示」に従うのではなく、自らが築いてきた住民の個人情報保護の条項を維持発展させる対応をとることを要望する。</p>	<p>今回の制度改正が、個人情報保護の水準の低下に結びついたとご指摘を受けることのないよう、現行条例の各条項の趣旨やそれらが担ってきた役割等も十分に踏まえつつ、これまで同様に、本県における個人情報保護の一層の推進に向けて取り組んでまいります。</p>
2	<p>地方自治体独自の規定は、法律の範囲内で必要最小限に留められ、しかも、その内容を国の個人情報保護委員会に届出なければいけなくなり、宮城県個人情報保護審査会では、特に必要な場合に限りしか意見聴取ができないようになるというのでは、「地方自治は国から独立した団体に委ねられ、住民の意思に基づいて行われる」という地方自治の本旨が守られない。</p> <p>宮城県は、個人情報保護施策の責任者として、国の言いなりになるのではなく主体的に議論して責務を果たすべきである。</p>	<p>宮城県個人情報保護審査会に関しては、現行条例と同様に、個人情報の保護制度の運営に関する重要事項について建議することができるほか、実施機関からも、随時、重要事項等について同審査会に報告し、御意見をいただくこととしております。</p> <p>なお、国の技術的助言を尊重しつつも、国の解釈等に疑義が生じた際には都度、国に対してその見直しを要望しており、今後とも本県の個人情報保護の水準が低下しないよう、適切に対応してまいります。</p>
3	<p>個人情報保護委員会のガイドライン等は「技術的助言」（地方自治法第245条の4第1項）にすぎず、憲法で保障されている地方自治にもとづいて、宮城県は個人情報保護施策を後退させないように、自主性と自律性をもった取り組みをすべきである。</p> <p>県は、現行の宮城県個人情報保護条例を廃止し、「（仮称）個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定しようとして、施行条例の骨子案に対して県民の意見を募集した。</p> <p>これは、令和3年5月19日に、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、個人情報の保護に関する法律について、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを規定するとしたため、これに対応しようとしているものである。</p> <p>国の個人情報保護委員会から、自治体に対し、「個人情報</p>	<p>個人情報保護委員会が示すガイドライン等は、個人情報保護法の的確な運用を確保するため策定されたものです。それは、各条文の解釈や運用上の留意点等を具体的に示すもので、県民の皆様に対して個人情報保護制度を公正に運用していくために、尊重する必要があるものと考えております。</p> <p>一方、現行条例の各条項の趣旨やそれらが担ってきた役割等も十分に踏まえつつ、今回の制度改正により、本県において個人情報保護施策が後退したとの指摘を受けぬよう鋭意取り組んでまいります。</p>

<p>報保護法の施行に係る関係条例の条文のイメージ」が示され、これまでの個人情報保護条例は廃止して、新たな条例の名称は「〇〇〇個人情報保護法施行条例」とすることが示されている。また、県の「骨子案について」は、「施行条例で定めることが認められないとされる事項」として9項目をあげていますが、これも個人情報保護委員会の「ガイドライン」等をそのまま受け入れて引用したものだと思われる。</p> <p>しかし、地方分権一括法による地方自治法改定の際に、国の地方自治体に対する関与のあり方が議論されたことを思い起こしてほしいが、ガイドライン等は「技術的助言」にすぎないのではないか。</p> <p>わが国では、自治体が国に先行して個人情報の保護に関する条例等を整備してきており、地方自治の力を発揮してきた象徴的な分野になっている。とくに宮城県の個人情報保護条例は、全国の自治体の中でも優れた内容をもつものだと評価されてきた。</p> <p>憲法では、国と地方自治体は対等である。改正された個人情報保護法のもとでも、現時点における国の解釈に関わらず、これまでの個人情報保護条例の運用をふまえ、自主性と自律性をもって、宮城県の個人情報保護施策を後退させないための取り組みを行うべきだと考えるものである。</p>	
<p>4 宮城県個人情報保護審査会に、令和3年個人情報保護法改正に伴う宮城県における個人情報保護制度などの見直しに向けての考え方について、諮問して意見を求めるべきである。</p> <p>神奈川県、京都市、世田谷区など、全国各地の地方自治体は、それぞれの地方自治体が設置している個人情報保護審査会等に、「令和3年個人情報保護法改正に伴う個人情報保護制度などの見直しに向けての考え方」について、諮問し、意見を求めている。これは、現行条例にもとづくものであり、法令にも抵触しない。</p> <p>宮城県は個人情報保護条例を定め、同条例にもとづいて「宮城県個人情報保護審査会」を設置してきた。同審査会は「個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関する建議を行う権能を有する」とされている。</p> <p>各地の地方自治体と同様に、これまでの宮城県個人情報保護条例の運用による成果を検証するとともに、改正された個人情報保護法のもとでも、宮城県の個人情報保護施策を後退させないために、専門的知見を有する同審査会の議論に付してその意見を求めることは、当然のことだと考えるものである。</p>	<p>平成15年の個人情報保護関連五法の成立に伴う条例改正の際は、改正内容が広範囲に及んだこともあり、審査会に改正項目案をお示しして意見依頼をし、建議を頂いておりました。</p> <p>しかしながら、今回は、新たな条例で規定する内容が、開示請求における手数料の額など非常に限られた範囲のものであることから、建議をいただくという形ではなく、審査会に対して、公開による審議の中で、県から随時、方針や条例案の内容を御説明し、委員から御意見を賜るという形で進めることを御了解いただいたものです。</p>
<p>5 条例の名称及び内容について</p> <p>「施行条例」ではなく、「個人情報保護条例」とし、個人情報保護法に抵触しない目的規定等も記載すべきである。</p>	<p>条例では、開示の手続についての独自規定を置くことなど、個人情報保護法の施行に当たり必要な事項について、法で委任された範囲で定めた内容となっており、法施行条例という名称はその内容と照らして妥当であると考えます。</p> <p>目的規定についてはNo. 6のとおりです。</p>

6	<p>条例の目的について</p> <p>新条例にも現行条例第1条と同様の目的規定を明記すべき。</p> <p>「個人情報の保護に関する法律についてのQ&amp;A（行政機関等編）」のA9-1-1では、「法の目的や規範に反することがなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、法施行条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられません。」とあり、現行条例第1条の目的規定を新条例に設けることは法の目的や規範に反することがなく、権利義務に実体的な影響を与えることはないと思料される。</p>	<p>施行条例の内容そのものが、開示請求における手数料の額を定めるなど非常に限定的であることや、法の条文の冒頭に、個人の権利利益の保護など、法の目的が既に明確に掲げられていることから、あえて法施行条例に目的規定を置く必要性は薄いのではないかと考えます。</p> <p>なお、県の姿勢を条例で明文化すべきという御意見に関して、目的規定としてではなく「実施機関の責務」として規定するという点も論点としてあり得ると考えますが、法第5条で地方公共団体の責務が規定されていることも踏まえ、現時点では同規定を置かない案としております。</p>
7	<p>個人情報の定義・開示請求権</p> <p>「生存する個人に関する情報」と定義され、死者の情報は除外されたが、死者の情報が遺族等の個人情報と考えられる場合があるので、画一的・硬直的ではない実質に即した解釈・運用をされることを希望する。</p>	<p>死者の情報についても、遺族本人の個人情報に当たるものと判断される場合には、その遺族に対し開示が可能となります。その判断については個別具体になされるべきものとされており、県としても適切に対応してまいります。</p>
8	<p>個人情報取扱事務登録簿について</p> <p>個人情報ファイル簿は記載された個人情報の本人の数が1000人未満の場合は作成不要となり、そのとおり運用することになれば現状から後退することになる。</p> <p>したがって、1000人未満であっても個人情報ファイル簿を作成することとするか、個人情報取扱事務登録簿を存続することにすべきである。（類似 1件）</p>	<p>個人情報事務取扱登録簿は、個人情報の開示請求等の円滑な実施に資すること等を目的に作成し、一般の閲覧に供していますが、本県の現状として、閲覧される機会はほとんどなく、登録簿を作成しないことが直ちに県民サービスの低下につながることはほぼないと考えます。一方、個人情報の管理は非常に重要であり、引き続き各担当部署に対し適切な取扱いを徹底するよう働きかけてまいります。</p>
9	<p>開示・訂正決定等の期限について</p> <p>現状を法制度後退させないためには、現行条例の期限（開示決定は15日以内、訂正・利用停止決定は30日以内）を維持すべきである。（類似 1件）</p>	<p>法定の30日（初日不算入）に決定期限が延びることは開示決定が遅延することと直ちにイコールではなく、基本的に現行のサービス水準は維持すべきと考えています。</p> <p>現在、本県における開示請求の全体件数（大量請求者による請求を除く）の8割は15日以内に開示決定等がされており、そのうち4割は8日以内に決定されており、引き続き、30日という開示決定期限に関わらず、可能な限り速やかに開示の方針を徹底してまいります。</p> <p>今回、大量の開示請求への対応や、開示・不開示の判断に時間を要するケースへの対応、あるいは個人情報保護委員会への照会が必要なケースなども考慮し、決定期限を法定の30日としたところですが、現状より県民サービスが後退したと受け止められないよう、適切に運用してまいります。</p>
10	<p>手数料</p> <p>開示請求自体の手料は無料、交付を受ける場合の「実費」の請求は相当と考える。大部の開示文書のコピー代などの負担が開示請求の事実上の障害となることがあるので、可能な限り、安価な方法で実施できるよう工夫されたい。</p>	<p>交付を受ける際の実費相当分は受益者に御負担いただくを得ないものと考えます。一方、現行どおり手数料は無料を維持することとし、可能な限り開示請求者の負担を抑えるよう配慮をしておりますので、御理解願います。</p>
11	<p>高度に発達した情報化社会にふさわしい自己情報コントロール権の確立をめざす立場に立ち、改正された個人情報保護法にもとづく個人情報の「利活用」により生じる害悪を防止することに、十分な検討を加えるべきである。</p> <p>地方自治体の条例をリセットして、個人情報保護法による全国共通ルール化を押し進めることは、自治の根幹である条例制定権を否定するもので、地方自治への介入であ</p>	<p>個人情報保護の観点からは極めて重要であり、法においても、その目的として、個人の権利利益を保護することが明記されています。</p> <p>行政機関等匿名加工情報の提案募集制度の運用に当たっては、個人情報ファイルの選定から、提案募集の実施、提案に対する審査、データの匿名化作業に至る一連の業務について、決して情報漏えい等の</p>

<p>る。</p> <p>全国共通ルール化の最大の目的は、匿名加工情報制度（公開されたデータにすること）と情報連携（オンライン結合）を、自治体に行わせることである。個人情報保護を求める県民の願いは踏みにじられ、これまでの宮城県独自の取り組みを掘り崩すものでしかない。</p> <p>匿名加工制度の導入により、宮城県の管理リスクが増大し、職員にとって過重負担になる問題が引き起こされることが予想される。匿名化の作業を外部委託することが可能だが、膨大で詳細な個人情報を委託先に渡すことで、個人情報が漏洩することが十分に考えられる。現にNHKの委託先法人から、契約者の情報が詐欺グループに漏洩した事例がある。宮城県が保有している情報が漏洩すれば、宮城県は県民の信頼を大きく失うことになる。</p> <p>オンライン結合の問題では、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」案を審議していた時に、LINE社において、利用者情報が中国の委託企業で閲覧できる状態であったことが発覚した。</p> <p>改正された個人情報保護法の実施により、生じることが合理的に予測される事態について、十分な検討を加えるべきである。個人情報ファイル簿の作成については、宮城県の判断で絞り込みを図ることが可能であり、条例の条文とその運用について、十分な検討を求めるものである。</p> <p>改正された個人情報保護法に欠けているものは、個人情報を保護する観点である。プライバシーを守ることは、憲法が保障する基本的人権である。どんな自己情報が集められているかを知り、不当に使われることがないように関与する権利、自己情報コントロール権、情報の自己決定権を保障することこそ求められている。</p> <p>これまでの個人情報保護条例が積み上げてきた知見と実績を大切に、個人情報保護制度をよりよくするために地方自治の力を発揮すること、国に向かって憲法の精神で個人情報保護法の抜本改正を求めることを希望するものである。</p>	<p>事故が発生しないよう、十分な対策を講じ、慎重に取り組んでまいります。</p> <p>また、オンライン結合の有無に関わらず、法のそれぞれの規定に従った適正な執行を確保することにより、本人の権利利益の保護が確保されるよう取り組んでまいります。</p> <p>今回の法改正により、本県の個人情報保護に関する制度が後退したと受け止められないよう万全を尽くすとともに、実際に運用する中で、問題点が明らかとなった場合には、国に対し制度の見直し等も含めて要望してまいります。</p>
<p>12 骨子案には、「県は年1回以上提案募集をし、事業者から提案があつて審査基準に適合する場合、県が個人情報を加工して行政機関等匿名加工情報を作成し、事業者と利用契約を締結して契約手数料を納付させ、提供することとなります。」とあるが、個人情報の匿名加工などに関わる業務が、県職員の方々に担いきれないほど増大して、目配りが行き届かないために様々な業務ミスや問題が多発するのではないかと心配である。</p> <p>また、業務の外部委託をすると、情報漏洩リスクが一気に高まる。</p>	<p>法令に基づき、県でも行政機関匿名加工情報の提案募集を行うこととなりますが、提案募集に当たっては、先行している国や自治体の取扱いについて情報収集しながら、個人情報ファイルの選定や、事業者の提案に対する審査、提供するファイルの加工等の一連の業務において、情報漏えい等の事故が決して発生しないよう必要な対策を講じてまいります。</p>
<p>13 個人情報保護委員会の役割</p> <p>個人情報保護委員会は、これまでも個人情報の保護に大きな役割をはたしてきた。</p> <p>個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取り扱いに関し、国の行政機関に対する監視に準じた役割を持つ。</p> <p>地方公共団体は個人情報の取り扱いに関し個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能となっている。</p> <p>個人の権利・利益の保護を全うしつつ、県の施策を実施</p>	<p>今回の法改正により、専門的な知見を有する独立行政委員会である個人情報保護委員会が、地方公共団体に指導・助言・勧告等を行う機関となり、地方公共団体の求めに応じて情報の提供又は技術的助言を行うこととなりました。個別事案への法の適用について解釈を問う場合は、個人情報保護委員会に問い合わせることとなります。</p> <p>一方、県の附属機関である個人情報保護審査会も、今後とも重要な役割を果たしていくべきものと考えており、現行と同様に、報告事項として審査会</p>

	<p>するにあたり審議会はこれからも、重要な役割を果たすものと考えられる。</p> <p>県は、専門的な知見に基づく意見を聴くことが重要と考える場合は、確実に審議会の意見を聴くことが出来るように、条例で規定するべきである。</p>	<p>の意見を聴くことや審査会が自発的に建議を行うことができることとしており、引き続き、審査会から専門的な知見をいただきながら、個人情報の適切な保護に取り組んでまいります。</p>
14	<p>骨子案には、「現行条例第46条で規定している諮問事項のうち、個別の個人情報の取扱いに関する事項は諮問事項から除外されるため、開示決定等に係る審査請求についての諮問を審査会の審議事項とし、併せて諮問に基づかずに建議することができることも規定します。」と述べているが、「開示決定等に係る審査請求について審査会に諮問し、諮問に対する答申があったとき、諮問した実施機関が審査会の開示・非開示等の判断を尊重して裁決を行うことを現行条例と同様に義務付けるものです。」とあるだけで、建議が答申と同様に尊重されるとは書かれていない。</p> <p>建議の場合、具体的にどういう事項を取り扱うのかを、あらかじめ条例で定めなくてもよいので、広範な事項について自由に提案できる点はよいが、その内容が尊重されて行政にきちんと反映されないのであれば、意見を申し述べるだけということになり、自治体の審査会の存在意義がなくなってしまう。</p>	<p>現行条例第39条で定められている答申の尊重とは、行政不服審査法に基づく審査請求に対して、宮城県個人情報保護審査会が公正かつ客観的に判断を行い、実施機関がその判断に沿って裁決を行うことを義務付けたもので、個別の審査請求に対して、審査会を実質上の救済機関として機能させるための規定です。</p> <p>一方、新条例においても、審査会は、個人情報の保護制度の運営に関する重要事項について建議することができることを規定します。審査会からの建議については、必ずしもそれら全てを施策に反映することは難しい場合もありますが、真摯に受け止め、個人情報保護制度の更なる充実につながるよう取り組んでまいります。</p>